



鳥取県公報

平成 20 年 7 月 11 日 (金)
号外第 79 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 介護福祉士等修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (67) (福祉保健課) 3
- 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (68) (経済・雇用政策総室) 4

==== 公布された規則のあらまし ====

◇介護福祉士等修学資金貸与規則の一部改正について

1 規則の改正理由

社会福祉士及び介護福祉士法の一部が改正され、受験資格に関する規定の整備が行われたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士の養成施設等から職業能力開発大学校等を除くこととする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県訓練手当支給規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県が求職者等に対して支給する訓練手当について、雇用保険法施行規則の一部改正及び国の要領改正等に伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取市以外の県内の市町村に居住する者で、通所のため自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上であるものについては、通所が不便である者かどうかにかかわらず、通所手当の月額を8,010円とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とし、平成20年4月1日から適用する。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

介護福祉士等修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第67号

介護福祉士等修学資金貸与規則の一部を改正する規則

介護福祉士等修学資金貸与規則（平成5年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 養成施設等 法第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。</p> <p>(返還債務の免除)</p> <p>第13条 修学資金の返還に係る債務の免除（以下「返還免除」という。）については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の定めるところによる。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 養成施設等 法第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、<u>厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校</u>又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。</p> <p>(返還債務の免除)</p> <p>第13条 修学資金の返還に係る債務の免除（以下「返還免除」という。）については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年<u>10月</u>鳥取県条例第35号）の定めるところによる。</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第68号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(技能習得手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 技能習得手当のうち通所手当は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する支給対象者に対して支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 通所手当の月額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じて、当該各号に<u>定める額</u>とする。ただし、その額が4万2,500円を超えるときは、4万2,500円とする。</p> <p>(1) 前項第1号に該当する者 次項及び第6項に定めるところにより算定したその者の1箇月の通所に要する運賃等の額の相当する額（以下「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に該当する者 自動車等を使用する距離が片道10キロメートル未満である者にあつては3,690円、その他の者にあつては5,850円（第4条第2項第3号に掲げる地域に居住する者で、自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上である者にあつては、8,010円）</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(技能習得手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 技能習得手当のうち通所手当は、次の各号の<u>一に</u>該当する支給対象者に対して支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 通所手当の月額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じて、当該各号に<u>掲げる額</u>とする。ただし、その額が4万2,500円を超えるときは、4万2,500円とする。</p> <p>(1) 前項第1号に該当する者 次項及び第8項に定めるところにより算定したその者の1箇月の通所に要する運賃等の額の相当する額（以下「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に該当する者 自動車等を使用する距離が片道10キロメートル未満である者にあつては3,690円、その他の者にあつては5,850円（第4条第2項第3号に掲げる地域に居住する者で、<u>通所のため利用できる交通機関のないもの又は自動車等を使用しないで交通機関を利用して通所するものとした場合において、支給対象者の住所若しくは居所からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅（停留所等を含む。）までの距離が2キロメートル以上であるもの若しくはその利用することとなる交通機関の運行回数が1日10往復以下であるもの（以下「通所が不便である者」という。）のうち自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上である者にあつては、8,010円</u></p> <p>(3)～(5) 略</p>

5～7 略

5～7 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県訓練手当支給規則（以下「新規則」という。）第6条第4項第2号の規定は、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 適用日前の職業訓練を受けた日に係る通所手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 新規則の規定を適用する場合においては、改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて支給された通所手当は、新規則の規定による通所手当の内払とみなす。